

第3回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

令和5年6月14日提出

I 件数 24件

【内訳】議案 15件 (条例関係7件、予算関係4件、その他4件)
報告 9件 (予算繰越関係8件、専決処分関係1件)

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第44号 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例制定について

【趣旨】

人権の尊重の理解を深め、人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目指すため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】

1 制定概要

定める項目	条	内 容
前文	前文	市は不当な偏見・差別、人権侵害を認めないと宣言するとともに、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会を実現するため、この条例を制定します。
目的	第1条	不当な偏見、差別及び人権侵害を根絶するとともに、市民の人権の尊重の理解を深め、全ての人がお互いを思いやる人権意識の土壌と基盤づくりを醸成し、多様性を互いに認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的とする。
基本理念	第3条	次の事項を基本理念とする。 ・性別、年齢、障がい、人種、民族、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由とした、不当な差別や人権侵害を認めない。 ・全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。
役割	第4条 ～ 第6条	市、市民及び事業者の役割を規定

教育、啓発	第7条 第8条	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育の推進 ・人権啓発の実施
支援施策	第9条	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の充実 ・国、県、市民及び事業者との連携 ・支援体制の強化
推進体制等	第10条 第11条	<ul style="list-style-type: none"> ・人材の育成及び確保 ・人権施策基本方針の策定

2 施行日 公布の日

議案第45号	南相馬市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 制定について
---------------	---

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症に対処するための特殊勤務手当について、感染症の法律上の位置付けが5類感染症に変更となったことから、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事する職員の特殊勤務手当を廃止（附則第4項及び第5項関係）

- ・ 手当額 4,000円／日の範囲内で市長が規則で定める額

2 施行日 公布の日

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第46号

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免について、新たに指定が解除された区域を区分設定するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

国民健康保険税の減免（第3条関係）及び介護保険料の減免（第4条関係）

区 分	減免適用年度
① 上位所得層（※1）を除く平成26年度までに避難指示区域等の指定が解除された旧避難指示区域等（※2） （南相馬市では20kmから30km圏内の旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点）	令和5年4月～令和6年3月 1/2減免
② 旧避難指示区域等（※2）以外の被災区域 （30km圏外の津波被害等）	
③ 帰還困難区域及び上位所得層（※1）を除く平成27年度以降に解除された旧避難指示区域等（※2） <div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0ff; padding: 2px; width: fit-content;"> ※追加区域 令和4年度及び令和5年4月1日に解除された旧特定復興再生拠点区域（上位所得層（※1）を除く） </div>	令和5年4月～令和6年3月 全額減免
④ 解除されていない区域（上位所得層（※1）を除く）	令和5年4月～令和6年3月 全額減免
⑤ 上記①②③④以外の地域	減免なし

※1 上位所得層とは、

【国保】基礎控除後の総所得金額の世帯合算額が600万円を超える世帯

【介護】介護保険法施行令第38条の規定に基づく被保険者個人の合計所得金額633万円以上を基準

※2 旧避難指示区域等とは、

(a) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、(b) 平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部および南相馬市の特定避難勧奨地点）、(c) 平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）、(d) 平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等（葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）、(e) 令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域（双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部）、(f) 令和4年度並びに令和5年4月1日に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域（葛尾村の一部、大熊町の一部、双葉町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部）

※3 ①③④の上位所得層のうち、②の減免基準（家屋の全半壊等）の対象となる場合は、②に移行して減免となる

【参考】国の国民健康保険及び介護保険への財政支援の見直し方針

○：全額減免または全額免除

	年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
・平成26年までに解除された地域 南相馬市では20km～30km圏内 (旧緊急時避難準備区域・旧特定避難勧奨地点) ・避難指示区域等以外の被災区域 (30km圏外の津波被害等) ※半壊・大規模半壊の方は1/4減免	保険料・税	○	1/2減免	特例終了				
	一部・利用者負担金	○	○					
・平成27年までに解除された地域	保険料・税	○	○	1/2減免	特例終了			
	一部・利用者負担金	○	○	○				
・平成28年までに解除された地域 南相馬市では20km圏内 (旧避難指示解除準備区域・旧居住制限区域)	保険料・税	○	○	○	1/2減免	特例終了		
	一部・利用者負担金	○	○	○	○			
・平成29年までに解除された地域	保険料・税	○	○	○	○	1/2減免	特例終了	
	一部・利用者負担金	○	○	○	○	○		

※平成30年度以降に解除された区域については、今後順次、見直しが実施される。

2 施行日 公布の日（令和5年4月1日から適用）

議案第47号 南相馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症対策としての国民健康保険税の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、令和5年3月31日までの資格に係る国民健康保険税に限り令和5年度においても減免を継続するもの。(附則第21項関係)

(1) 減免の基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った世帯(減免額:全部)
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯(次の全てに該当する場合)(減免額:全部又は一部)
 - ア 令和4年中の事業収入等の減少額が令和3年の事業収入等の3割以上(令和4年中の事業等の収入見込額が前年中の収入の7割以下)
 - イ 前年中の合計所得が1,000万円以下
 - ウ 減少する収入以外の令和3年の所得金額が400万円以下

(2) 減免の対象とする国民健康保険税

令和4年度末に資格取得したことによる令和4年度相当分の保険税であって、令和5年12月25日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの。

2 減免の対象となる世帯数

令和5年5月22日現在の令和4年度賦課状況では、国民健康保険税の世帯11,138世帯のうち、減免実績は1世帯であるが、今回の改正により新たに減免対象となる課税世帯は、1、2世帯程度と見込まれる。

3 減免実績

- (1) 令和元年度: 1世帯・44,700円(収入減少1世帯)
- (2) 令和2年度: 2世帯・187,500円(収入減少2世帯)
- (3) 令和3年度: 3世帯・888,000円(収入減少1世帯・コロナ感染2世帯)
- (4) 令和4年度: 1世帯・80,800円(収入減少1世帯)

4 施行日 公布の日(令和5年4月1日から適用)

議案第48号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症対策としての保険料の減免を行うため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、令和5年3月31日までの資格に係る保険料に限り令和5年度においても減免を継続するもの。(附則第18項関係)

(1) 第1号被保険者の保険料減免基準

- ① 新型コロナウイルス感染症により、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者（減免額：全部）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のア及びイに該当する第1号被保険者（減免額：全部又は一部）
 - ア 令和4年中の事業収入等の減少額が令和3年の事業収入等の3割以上
 - イ 減少する収入以外の令和3年の所得合計額が400万円以下

(2) 減免の対象とする保険料

減免の対象となる第一号被保険者の保険料は、令和4年度末に資格取得したことによる令和4年度分の保険料であって、令和5年5月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金の支払日）が設定されているもの。

2 減免の対象となる第一号被保険者数

令和5年3月に資格取得し保険料が賦課された第一号被保険者は、32人である。なお、令和4年度までに新型コロナウイルス感染症の影響による第一号被保険者の減免の実績はなく、現在のところ改正に伴う減免見込みはない。

3 減免実績

令和3年度まで実績なし

令和4年度まで実績なし

4 施行日 公布の日（令和5年4月1日から適用）

【趣旨】

農林水産省交付要綱の改正に伴い、卸売市場施設を無償貸付及び譲与の対象として追加するほか、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

本市では、福島再生加速化交付金制度を活用し、農業用施設等の無償貸付や譲与を行ってきた。

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付要綱（農林水産省）（平成26年2月28日付け25食第200号）が改正され、対象施設や対象者として「卸売市場施設」に関する内容が盛り込まれたことから、改正内容を反映するため、必要な改正を行うもの。

また、無償貸付及び譲与の手続きの明確化、簡略化を行い、市民の負担軽減及び事務の効率化を図るものである。

2 施行日 公布の日

議案第50号 南相馬市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

地方自治法第244条第1項の規定に基づき公の施設として新たに南相馬市民プールを設置するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

老朽化が進む「南相馬市民プール」及び「南相馬屋内市民プール」の2施設を集約し、新たに屋内温水プールとして整備をしている「南相馬市民プール」について、令和6年4月の供用開始に向け、条例に施設名称及び利用料金等を定めるもの。

(1) 施設名称等

施設名称：南相馬市民プール

位置：南相馬市原町区桜井町二丁目166番地

(2) 利用料金

区分			単位	利用料金 (単位：円)	旧利用料金 (単位：円)
1 コース貸切り利用	非営利目的の場合	市内	1時間	1,250	1,050
		市外	1時間	1,870	1,570
	営利目的の場合			1時間	4,370
個人利用 (1回券)	大人		1回	500	500
	高校生		1回	200	200
	小中学生		1回	100	100
個人利用 (回数券)	大人		12回	5,000	5,000
	高校生		12回	2,000	2,000
	小中学生		12回	1,000	1,000
個人利用 (年間利用券)	大人		年間	22,500	15,000
	高校生		年間	9,000	6,000
	小中学生		年間	4,500	3,000

※旧利用料金については、南相馬屋内市民プールの利用料金

(3) その他 南相馬屋内市民プールの廃止、関係条例の改正

2 施行日 令和6年4月1日

(指定管理の指定のための必要な行為等については公布の日)

《補正予算関係》

議案第51号 令和5年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第52号 令和5年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第53号 令和5年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第54号 令和5年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

《その他》

議案第55号 工事請負契約の締結について

【趣旨】

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

契約の目的	金房小学校校舎他解体工事
施工場所	南相馬市小高区飯崎字北原地内
契約の金額	267,300,000円（消費税を含む。）
工期	契約締結日から令和6年2月29日まで
契約の方法	制限付き一般競争入札
契約の相手方	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社

【予定価格】

予定価格	271,040,000円（消費税を含む。）
落札率	98.62%

【入札結果】

(消費税別)

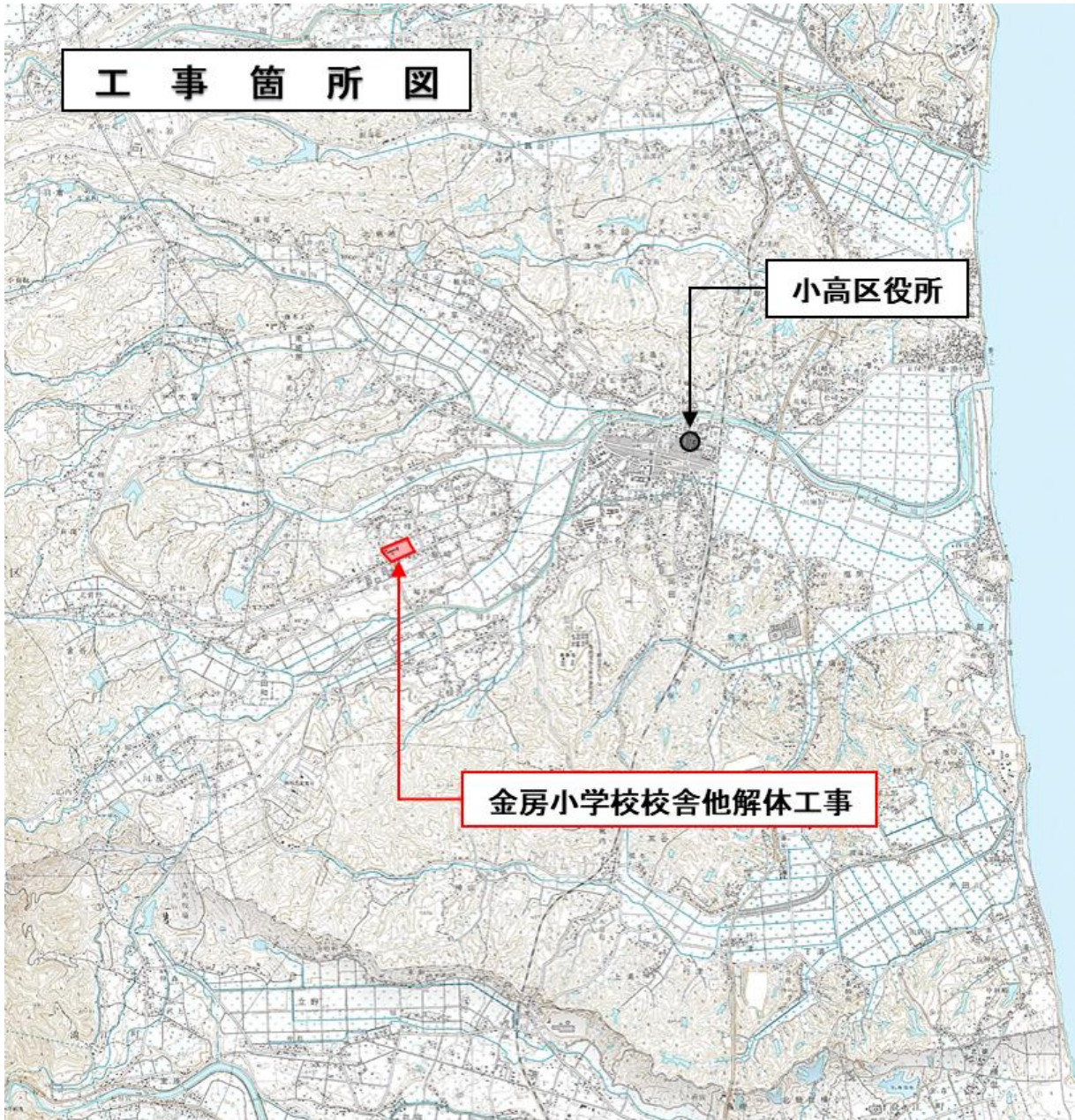
入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
庄司建設工業株式会社	243,000,000円		落札
株式会社中里工務店	245,000,000円		

【工事概要】

金房小学校校舎他解体

- ・校舎棟 鉄筋コンクリート造2階 床面積2165.72㎡
- ・屋内運動場 鉄骨造2階 床面積579㎡
- ・幼稚園 鉄骨造平屋 床面積423.14㎡
- ・給食室 鉄骨造平屋 床面積100.03㎡
- ・プール 鉄筋コンクリート造
- ・付属棟（20棟）鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造平屋 床面積238.47㎡
- ・遊具 鉄筋コンクリート、鉄骨、ステンレス、木他
- ・外構 鉄筋コンクリート、木他

【施工場所位置図】



議案第56号 財産の取得について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	公用車（電気自動車）購入
取得する動産及び数量	電気自動車（普通乗用車 日産リーフ） 4台
取得金額	21,372,071円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和6年3月31日まで
取得の相手方	南相馬市原町区雫字上江158番地 福島日産自動車株式会社 原町店

【予定価格】

予定価格	25,963,088円（消費税を含む。）
落札率	82.32%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
福島日産自動車株式会社 原町店	19,429,156円		落札
日産プリンス福島販売株式会社 原町店	21,398,624円		
株式会社原町日通自動車修理 工場	21,636,000円		
株式会社クルマのわかつき	22,227,704円		

議案第57号 財産の取得について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

取得の目的	防災行政無線デジタル波ユーザー別受信機購入
取得する動産及び数量	デジタル波ユーザー別受信機 16,000台
取得金額	418,000,000円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和6年3月31日まで
取得の相手方	郡山市清水台二丁目13番23号 日本電気株式会社 福島支店

【予定価格】

予定価格	440,770,000円（消費税を含む。）
落札率	94.83%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
日本電気株式会社 福島支店	380,000,000円		落札

議案第58号 財産の取得について**【趣旨】**

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるもの。

【主要内容】

取得の目的	令和5年度被災地域農業復興総合支援事業 農業用機械購入その1
取得する動産及び数量	トラクターなど18台
取得金額	111,705,000円
取得の方法	指名競争入札による買入れ
納期	契約締結日から令和5年9月29日まで
取得の相手方	南相馬市原町区高見町一丁目163番地 株式会社南東北クボタ 原町営業所

【予定価格】

予定価格	126,743,100円（消費税を含む。）
落札率	88.13%

【入札結果】

(消費税別)

入札者	第1回入札額	第2回入札額	備考
株式会社南東北クボタ 原町営業所	101,550,000円		落札
株式会社JAふくしま未来サ ービス 原町農機センター	102,800,000円		

【購入明細書】

16ページに記載

議案第58号 財産の取得について

令和5年度被災地域農業復興総合支援事業農業用機械購入その1 明細書

No	機種名	型式等		数量
1	トラクター	株式会社クボタ	MR900HQMAXWU PC3	1
2	トラクター	株式会社クボタ	MR900HQMAXWU PC3	1
3	ディスクハロー (アタッチメント)	kverneland	QD2501FC	1
4	ディスクハロー (アタッチメント)	kverneland	QD2501PROC	1
5	自脱型コンバイン	株式会社クボタ	DR6130SX-PFQW-C	1
6	自脱型コンバイン	株式会社クボタ	DR6130SX-PFQW-C	1
7	スタブルカルチ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	C258EII	1
8	スタブルカルチ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	C258EII	1
9	プラウ (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	R126AAC	1
10	バーチカルハロー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	V25CI	1
11	レーザーレベラー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	L4004AH	1
12	レーザーレベラー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	L4004AH	1
13	ドリルシーダー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	W25AAI	1
14	施肥機 (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	W25ADZ	1
15	ケンブリッジローラー (アタッチメント)	スガノ農機株式会社	A63EBJ	1
16	ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	MBC1203PE	1
17	ブロードキャスター (アタッチメント)	株式会社 IHI スター	MBC1203PE	1
18	マニアスプレッダー (アタッチメント)	株式会社タカキタ	DH1880W	1
合 計				18

≪ 報告 ≫

報告第3号 令和4年度南相馬市一般会計継続費の通次繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度南相馬市一般会計予算の継続費のうちから、令和5年度へ通次繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 農業水利施設等保全再生事業（対策工）ほか（全8事業）

繰越額 3,850,638,332円

報告第4号 令和4年度南相馬市一般会計繰越明許費の繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和4年度南相馬市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 総務管理一般経費ほか（全40事業）

繰越額 2,443,982,665円

報告第5号 令和4年度南相馬市一般会計事故繰越しの報告について

【趣旨】

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、令和4年度南相馬市一般会計予算のうちから、令和5年度へ事故繰越しをしたので報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 新庁舎建設推進事業ほか（全2事業）

繰越額 12,345,467円

報告第6号	令和4年度南相馬市介護保険特別会計繰越明許費の繰越しの報告 について
--------------	---

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和4年度南相馬市介護保険特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

【主な内容】

繰越事業 一般管理費一般経費
繰越額 6,600,000円

報告第7号	令和4年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計繰越明許費の繰 越しの報告について
--------------	--

【趣旨】

地方自治法施行令第146条第1項の規定により、令和4年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和5年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

【主な内容】

繰越事業 フロンティアパーク整備事業
繰越額 158,273,000円

報告第8号	令和4年度南相馬市水道事業会計予算繰越しの報告について
--------------	------------------------------------

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度南相馬市水道事業会計予算のうちから、令和5年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業ほか (全3事業)
繰越額 817,292,000円

報告第9号 令和4年度南相馬市工業用水道事業会計予算繰越しの報告について

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度南相馬市工業用水道事業会計予算のうちから、令和5年度へ繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

【主な内容】

繰越事業 原水設備事業
繰越額 128,590,000円

報告第10号 令和4年度南相馬市下水道事業会計予算繰越しの報告について

【趣旨】

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、令和4年度南相馬市下水道事業会計予算のうちから、令和5年度へ繰り越しをしたので、同条第3項の規定により報告するもの。

【主な内容】

繰越事業 災害復旧費ほか (全2事業)
繰越額 300,670,000円

報告第11号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するもの。

【専決第5号 損害賠償の額の決定について 令和5年5月26日専決】

1 損害を賠償する相手方

福島県福島市杉妻町2番1

福島県知事 内堀 雅雄

2 損害賠償の額

7,854円

3 損害賠償の理由

令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の交付額確定に伴う返還金について、令和5年4月13日に納付書を収受していたが、納入期限後に入金を行ったため、延滞金（損害賠償の額）が発生したもの。

損害賠償の額は上記のとおりとする。